
議題 基準諮問会議からの報告

項目 テーマに関する提言

2019 年 11 月 29 日

企業会計基準委員会
委員長 小賀坂 敦 殿

基準諮問会議
議長 湯浅 一生

基準諮問会議 テーマに関する提言等

I. 新規テーマの提言

2019 年 11 月 22 日に開催された第 37 回基準諮問会議において審議の結果、以下の提言をとりまとめましたので、ご検討賜りますようお願い申し上げます。

金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当する ICO トークンの発行・保有等に係る会計上の取扱いについて、貴委員会の新規テーマとして提言いたします。

(提言の経緯)

1. 2019 年 11 月 22 日に開催された第 37 回基準諮問会議において「金融商品取引法上の『電子記録移転権利』又は資金決済法上の『暗号資産』に該当する ICO トークンの発行・保有等に係る会計上の取扱い」について、金融庁より新規テーマとしての提案がなされた。その提案を受け、基準諮問会議事務局において検討を行った。
2. 審議事項(1)-2 参考資料 1 のとおり、基準諮問会議の事務局による検討結果が報告された。検討結果は以下のとおりであった。

ICO については取引の形態が様々であり、会計処理は国際的にも確立されていないため、適時に実務対応報告等の開発を行うことは必ずしも容易でない可能性があるものの、取引が広がった場合、処理の多様性が生じる可能性があり、会計基準を開発するニーズがあるものと考えられる。

なお、ASBJ が公表している実務対応報告第 38 号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」では、仮想通貨(暗

号資産) について、当実務対応報告において明らかにした項目に加えて追加的な検討を行うことが想定されている。

したがって、ICO トークンの発行・保有等の会計処理の検討を ASBJ の新規テーマとしてテーマ提言を行うことに合理性があると考えられる。

3. 上記の基準諮問会議の事務局の検討結果を受けて審議を行った結果、新規テーマの提言を行うこととなった。
4. なお、テーマ提言にあたり、テーマの提案者である金融庁に対して、金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当する ICO トークン等に関する情報を貴委員会に連携していただくことを申入れている。

II. その他の依頼事項

5. 第 37 回基準諮問会議において、審議事項(1)-2 参考資料 2 のとおり、日本公認会計士協会よりリース業における割賦販売取引の会計処理について、新規テーマとしての提案がなされた。

当該要請について審議を行った結果、本件は、今後貴委員会で審議を行うことを予定している、リース取引の貸手の会計処理に関連するため、現在、貴委員会が行っている「リースに関する会計基準の検討」に含めて検討いただくことを依頼することとなった。

以 上